

# 消費者ネットしまね 第5回理事会資料

日時：2020年5月12日（火）15:00～17:00

会場：タウンプラザしまね 小会議室

- ◆ 出席理事：朝田、矢倉、根来川、遠藤（玉樹、篠原）
- ◆ 出席理事（WEB参加）：大野、（遠藤）（玉樹、篠原）
- ◆ 欠席理事：竹下（玉樹、篠原）
- ◆ 出席監事：澤江（福頼）
- ◆ 欠席監事：澤江（福頼）
- ◆ その他出席者：なし
- ◆ 議事録署名人（2名）：（第4回 大野 遠藤）

## <報告事項>

消費者ネットしまね加入状況

○会員名簿（4/1 現在）（変更無し）

## <協議事項>

3～4 ページ

1. 今後のスケジュール・理事会日程・**会費請求について**
2. ホームページ・ロゴ・略称について

## <審議事項>

5～15 ページ

1. 2020年度事業計画（案）について
2. 2020年度事業予算（案）について

## <その他>

ページ

1. その他

活動日誌(第1回理事会～第3回理事会)

2020年12月

20日 消費者ネットしまね結成総会・記念式典  
第1回理事会

2020年1月 22日 第2回理事会

2月 14日 第3回理事会

3月 5日 第4回理事会

18日 事務局打ち合わせ(矢倉、澤江、根来川、(欠席 朝田)

4月 10日 第5回理事会 → 5月12日に延期

24日 事務局打ち合わせ(朝田、矢倉、澤江、根来川)

5月 12日 第5回理事会

2020年5月12日  
第5回理事会

## <報告事項>

### 報告事項1

消費者ネットしまね加入状況

○会員名簿(4/1現在) (変更無し)

### 報告事項2

○弁護士会主催シンポジウム → 延期へ

## <協議事項>

### 協議事項 1 今後のスケジュール・理事会日程 **・会費請求について**

#### 1. 総会

2020年6月14日(日) 13時～ 労働会館大会議室(予約済)

変更 7月 日( ) 場所:

※コロナ事情により、日程・場所は、要協議

#### 2. 理事会日程

2020年2月14日(金) 17時～ 主な内容 2020年事業・予算

2020年3月 5日(木) 17時～ 主な内容 2020年事業・予算

~~2020年4月10日(金) 17時～ 主な内容 2020年事業・予算  
(会場:島根大学法廷教室)~~

2020年5月12日(金) 15時～ 主な内容 ~~総会(招集通知)~~  
第2回総会案内・会費納入のお願い  
事業計画・予算案

~~2020年6月14日(日) 時～(午前中予定) (※総会13時30分～)~~

**要変更**

2020年8月 日( ) 時～

2020年10月 日( ) 時～

2020年12月 日( ) 時～

2021年2月 日( ) 時～

2020年3月 日( ) 時～

#### 2. 事務局会議等

○広報部会・・・ホームページ・メーリングリスト関係

### 3. 会費請求について

○企画部・・・県委託契約

○管理部・・・予算関係

協議事項	2
------	---

      ログ・略称について

## <その他>

1. 情報提供 …… ホームページ公開の可否
2. 旧準備会からの決算報告（修正）

## 2020年度（令和2年度）事業計画（案）

消費者ネットしまね

代表 朝田 良作

### 1. 現状と取り組むべき課題

当団体は、2019年（令和元年）12月20日に、島根県の消費者問題に関わる個人及び団体を構成員とし、消費者の多様性を尊重しつつ豊かで幸せなくらしができる公正で持続可能な社会をつくることを目的として、設立いたしました。

消費者問題は、時代とともにその現れ方と内容が変わることから、消費者活動も現在の社会情勢を踏まえたものでなければなりません。

例えば、定型約款に関するルールをはじめとした改正民法（債権編）の施行や成年年齢引き下げの2年後（令和4年）の施行など重要な法律の改正、高度情報化社会のさらなる進展によるネット通販の増加やキャッシュレス決済の導入を念頭に置いた消費者活動、環境や貧困問題も含めた『持続可能な開発目標（SDGs）』の視点に立った消費者活動、そして、これまでに私たちが経験したことがない新型コロナウイルスの感染拡大防止を目指した消費者活動が重要になってきていると思います。「アフターコロナ」の世界は今までどおりの社会に戻ることはなく、環境に配慮したグリーンな方法で新しい雇用やビジネスを展開することになると思います。私たち消費者も持続可能な無駄を排除した消費活動を目指さなければなりません。これらの消費者活動を、過疎高齢化が一段と進む島根県の実情に合わせ、次の「つなげる活動」「補い合う活動」「広めていく活動」の3つの視点に立ち具体化し、実施していくことが島根県ならではの活動であり、今年度の事業計画としてご提案します。

## (1) 消費者活動をつなげる活動

### ①学習交流会を兼ねた“消費者ネットしまね”の総会の開催

(消費者活動への理解を深め、消費者をめぐる近時のトピック(話題)に関する知見を深める機会として、消費者活動のテーマにかかわる学習会を、総会とあわせて開催する。)

- ・開催時期 2020年7月 ※1
- ・会場 松江市 ※1
- ・学習会のテーマと内容 (県委託事業①)

例:「消費者がつくる住みよい地域社会 ～エシカル消費を考える～コロナウィルス感染症の経験を踏まえて」 (県委託事業②)

(※1 開催時期・場所については、新型コロナの感染状況による)

### ②消費者団体の交流会

多くの消費者団体に参加していただけるよう、島根県を3つ程度のブロックに分けて、“消費者ネットしまね”のコーディネートにより、消問研などの消費者団体相互間の交流の場を設ける。それぞれの団体・個人による消費者活動の実践例の紹介、活動のノウハウや問題意識の共有、団体の運営に関する悩みごとの相談、各人のさまざまな経験談などをざっくばらんに話し合い、島根の消費者活動を元気づけていく。

- ・開催地 東部 中部 西部の3ブロック (※東部は総会時の研修後)  
(中部・・・江津 西部・・・津和野)
- ・開催時期 各地域の諸団体の意見を聞き決める。
- ・交流会の持ち方 例えば、各ブロックごとに話題提供者を決めておき、その者による話題提供を受けてのディスカッション

## (2) 消費者活動を補い合いサポートしていく活動

### ①専門家の講師派遣事業（オーダーメイド方式の学びの場）

コロナウィルス感染症の経験を経て急激に進みつつあるキャッシュレス決済の普及や相次ぐ民法などの重要な法律の改正など、消費者にとって重要な問題が目白押しに現われている。これらの問題にどのように向き合っていけばよいのか、その対処方法などについて本会の専門家会員（弁護士、司法書士、大学教員など）に各地域へ出向いてもらい、学びの場を設けていく。

なお、学びの場のテーマについては、地域の方の希望や目的に応じてその内容を企画構成して行うオーダーメイド方式の学びの場とする。

また、対象者については、消問研に限定することなく、各種団体組織、事業所なども含めて取組むこととする。（【別添】参照）

②事業者（団体）へのアプローチ（消費者志向型企業の育成と連携協力の構築）人や社会、地球環境、世界的な感染症への対策など、地域のことを考え行動するエシカル消費や持続可能な開発目標（SDGs）に向けた「消費者市民社会」を私たちの手で作っていくには、消費者志向型の企業（事業者）との連携協力も必要である。そのことを踏まえ、地域での消費者志向型の企業（事業者）の育成や連携協力関係をつくる取組をする。

- ・ 商工会連合会 ・ 商工会議所 ・ 中小企業団体中央会
- ・ 島根県中小企業同友会 ・ 個別の中小企業団体など

*いずれも新型コロナ対策で、厳しい状況であるので、相談窓口の開設など支援の体制を見極め、適切な時期（コロナ禍で消費者問題が発生している現状も見られる。）に実施する。（市町村長・団体長へのお願いは当面保留）*

### ③消費者問題に関する研究会活動

消費者問題に携わっておられる実務家や研究者、消費者団体の方などを対象に研究会活動を行い、消費者問題への実践的な対応能力のための情報提供やスキルアップを図ることを通して、島根における消費者問題解決能力の向上に貢献する。

### (3) 消費者活動を広めていく県域全体を網羅した情報提供と教育・啓発活動

#### ① 県域を網羅した情報提供体制の検討と活動

地域での消費者活動の発展に寄与するために、会員相互の情報交換を促進し、日常的な交流ができる体制と広報活動のあり方について検討し、その体制を整備する。

- ・本会の HP の立ち上げと本格始動を早急にはかる。

原案：<https://shohishanetshimane.wixsite.com/snets/>

➤ *ロゴの作成と島根県の HP へのバナー → 福頼さん作成済*

#### ② インターネットを含む多様なメディアを活用した教育・啓発活動

- ・多様なメディアを活用することの重要性

SHS、新聞、テレビ、ラジオ、口コミ

情報弱者への対応

- ・遠隔授業システムの活用による消費者教育の空間的・時間的障害の排除

#### ③ 島根大学教養育成科目「消費生活と法」の開講

消費者市民社会がこれからの経済活動の中心的になっていくであろうから、消費生活が国の経済の大きなファクターになることを踏まえ、次代を担う学生に、健全な消費活動が国の経済にとって極めて有用であることを知っていただき、併せて卒業後の社会生活で役に立てていただきたいとの考えから、昨年に続き開講に向けて取り組む。

→ *資金の目処が立てば、朝田先生に大学と交渉していただく。*

### 下半期開催目標

→ 山下先生に入会をお願いする。

➤朝田が申し入れたが回答はまだ。

・19年度の内容をベースに見直しをはかる。

【別添】

消費者ネットしまね 2020 年度専門家講師派遣事業（消費者の学びの場）素案

1. 概要

キャッシュレス決済の急速な普及や相次ぐ民法などの重要な法律の改正など、消費者にとって重要な問題が山積みとなっている。これらの問題にどのように向き合っていけばよいのか、その対処方法などについて本会の専門家会員（弁護士、司法書士、消費生活相談員、大学教員など）に各地域へ出向いてもらい、自立した消費者になるための学びの場を設けていく。なお、学びの場のテーマについては、各地域の方々の希望や目的に応じてその内容を考えて行うオーダーメイド方式とする。また、対象者については、消問研に限定することなく、各種団体組織、事業所なども含めて取組むこととし、少人数の学びの場であっても開催することにより、各地域の消費者、消費者団体等の結びつきを強めていく。

2. 開催候補地

次の10か所を開催候補地とし、候補地で開催されないときは他の地域と調整し開催することも想定する。

安来市、出雲市、雲南市、大田市、浜田市、飯南町、川本町、邑南町、吉賀町、  
海士町

### 3. 学びの場のテーマと講師リスト

学びの場で取り上げるテーマについては、開催候補地の参加予定者等の希望を踏まえて決めるが、その際、下記のテーマをも参考にして決めることとする。なお、担当可能な講師については、リストに記載の者以外にも担当可能な者がいるが、一応、担当予定者として記載しているものである。

なお、学びの場の時間は質疑応答も含め1時間30分と基本とする。

専門家講師派遣事業（消費者の学びの場）のテーマ	担当可能な講師
1. 成年年齢引き下げと若者の消費者トラブル	朝田
2. 消費生活において重要な契約の基礎知識	遠藤
3. 消費生活において若者が狙われている悪質商法 ～デート商法、マルチ商法～	竹下
4. SNS をきっかけとした消費者の被害 ～ネット通販、フリマアプリ、アダルトサイト～	遠藤
5. 消費生活における選ぶ権利と不当表示 ～健康食品と誇大広告～	根来川
6. 欠陥商品から消費者の安全を守るために ～スマホが火を噴いた！～	伊藤
7. 悪質な業者にだまされる消費者の心理 ～消費者心理学～	福頼
8. 消費者トラブルの解決方法を知ろう！ ～消費者のための民事の紛争解決手続と行政の支援～	遠藤
9. 民法改正（債権法）と私たちの暮らし	大野
10. キャッシュレス決済の仕組みと注意点	大野
11. 知っておきたい相続法の改正	根来川
12. エシカル消費のすすめと消費者がつくる社会 ～SDGs と消費者～	澤江
13. ひとりでは弱い消費者と消費者団体 ～消費者の自立と連帯～	福頼
14. 判断力の衰えと老後の生活 ～成年後見制度の活用～	根来川
15. もったいない食品ロスを減らすには	朝田
16. 新型コロナウイルスの感染拡大と消費者生活上の注意	朝田

17. 知っておきたい社会保険制度の種類と役割	会員の社会保険労務士
18. 元気なシニアライフに備えて	会員のファイナンシャルプランナー
19. 不当な契約から解放される方法 ～クーリング・オフ～	篠原
20. フェアトレードのまちづくり	松江と出雲をフェアトレードタウンにする会へ依頼

#### 4. 実施の手順

- ① 専門家講師派遣事業の広報宣伝
- ② 候補地の関係団体等への働きかけ
- ③ 開催申込の受付と開催日・内容等の調整と決定
- ④ 消費者の学びの場の開催
- ⑤ 開催報告と交通費等の会計処理

#### 5. 事業総括

本事業終了時にアンケート調査などにに基づき総括し、次年度以降の本事業の改善に結びつけていく。

## 消費者ネットしまね 2020 年度専門家講師派遣事業（消費者の学びの場）素案

### 1. 概要

キャッシュレス決済の急速な普及や相次ぐ民法などの重要な法律の改正など、消費者にとって重要な問題が山積みに現われている。これらの問題にどのように向き合っていけばよいのか、その対処方法などについて本会の専門家会員（弁護士、司法書士、消費生活相談員、大学教員など）に各地域へ出向いてもらい、自立した消費者になるための学びの場を設けていく。なお、学びの場のテーマについては、各地域の方々の希望や目的に応じてその内容を考えて行うオーダーメイド方式とする。また、対象者については、消問研に限定することなく、学校を含めた各種団体組織、事業所なども含めて取組むこととし、少人数の学びの場であっても開催することにより、各地域の消費者、消費者団体等の結びつきを強めていく。

### 2. 開催候補地

次の10か所を開催候補地とし、候補地で開催されないときは他の地域と調整し開催することも想定する。

安来市、出雲市、雲南市、大田市、浜田市、飯南町、川本町、邑南町、吉賀町、海士町

### 3. 学びの場のテーマと講師リスト

学びの場で取り上げるテーマについては、開催候補地の参加予定者等の希望を踏まえて決めるが、その際、下記のテーマをも参考にして決めることとする。なお、担当可能な講師については、リストに記載の者以外にも担当可能な者がいるが、一応、担当予定者として記載しているものである。

なお、学びの場の時間は質疑応答も含め1時間30分と基本とする。

専門家講師派遣事業（消費者の学びの場）のテーマ	担当可能な講師
1. 成年年齢引き下げと若者の消費者トラブル	朝田
2. 消費生活において重要な契約の基礎知識	遠藤
3. 消費生活において若者が狙われている悪質商法 ～デート商法、マルチ商法～	竹下
4. SNS をきっかけとした消費者の被害 ～ネット通販、フリマアプリ、アダルトサイト～	遠藤
5. 消費生活における選ぶ権利と不当表示 ～健康食品と誇大広告～	根来川
6. 欠陥商品から消費者の安全を守るために ～スマホが火を噴い	伊藤

た！～	
7. 悪質な業者にだまされる消費者の心理 ～消費者心理学～	福頼
8. 消費者トラブルの解決方法を知ろう！ ～消費者のための民事の紛争解決手続と行政の支援～	遠藤
9. 民法改正（債権法）と私たちの暮らし	大野
10. キャッシュレス決済の仕組みと注意点	大野
11. 知っておきたい相続法の改正	根来川
12. エシカル消費のすすめと消費者がつくる社会 ～SDGs と消費者～	澤江
13. ひとりでは弱い消費者と消費者団体 ～消費者の自立と連帯～	福頼
14. 判断力の衰えと老後の生活 ～成年後見制度の活用～	根来川
15. もったいない食品ロスを減らすには	朝田
16. 新型コロナウイルスの感染拡大と消費者生活上の注意	朝田
17. 知っておきたい社会保険制度の種類と役割	会員の社会保険労務士
18. 元気なシニアライフに備えて	会員のファイナンシャルプランナー
19. 不当な契約から解放される方法 ～クーリング・オフ～	篠原
20. フェアトレードのマチづくり	松江と出雲をフェアトレードタウンにする会へ依頼

#### 4. 実施の手順

- ① 専門家講師派遣事業の広報宣伝
- ② 候補地の関係団体等への働きかけ
- ③ 開催申込の受付と開催日・内容等の調整と決定
- ④ 消費者の学びの場の開催
- ⑤ 開催報告と交通費等の会計処理

#### 5. 事業総括

本事業終了時にアンケート調査などに基づき総括し、次年度以降の本事業の改善に結びつけていく。

# 収支予算書(案)

消費者ネットしまね

(2020年4月1日～2021年3月31日)

収入の部				
会費		¥100,000		正個14名・正団12名 賛個1名・賛団2名
委託費		¥1,290,000		
寄付金		¥300,000		
合計		¥1,690,000		
支出の部				
事業費				
講演会		¥530,000		講演会・交流会費(委託事業)
交流会		¥300,000		
講師派遣		¥460,000		
広報費		¥20,000		HP他
管理費				
役員交通費		¥100,000		理事会
事務費		¥100,000		
会議費		¥100,000		部会・委員会
予備費		¥80,000		
合計		¥1,690,000		